

【用語解説】

社会保険料控除

本人や、生計を一にする配偶者、親族が負担すべき社会保険料（健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など）をその年中に支払った場合、その全額。ただし、年金から特別徴収された介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、本人以外の申告には使えません。

生命保険料控除・地震保険料控除

その年中に支払った生命保険料や個人年金保険料、地震保険料によって差し引かれる額が決まります。

雑損控除

火災や風水害、盗難などで受けた被害額から、保険などで補てんされた金額と、定められた一定の額を差し引いた残額。

医療費控除

その年中に病気や出産などで支払った医療費の合計金額から、保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに10万円が総所得金額等の5%相当額のいずれか少ない金額を差し引いた残額。

寄附金控除

国や地方公共団体（ふるさと納税も）、日本赤十字などに寄附した額の合計額か、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から、5000円を差し引いた残額。

▼所得

その年中に収入することが確定した金額（収入金額）から、収入金額を得るためにその年中に支払うことが確定した金額（必要経費）を差し引いた額。

※所得の種類として、事業所得（営業・農業・外交員・大工・左官などから生じる所得）、不動産所得（地代・家賃など）、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得（公的年金等・個人年金・原稿料・シルバー人材センターからの配分金など）、譲渡所得（分離課税の土地建物等の譲渡・株式の譲渡など）、一時所得（生命保険契約等に基づいて支払を受ける満期返戻金など）があります。

▼総所得金額等

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用して計算した所得金額の合計額。

▼合計所得金額

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用しないで計算した所得金額の合計額。

源泉徴収税額

給与・公的年金等の支払の際、支払者によって事前に差し引かれている所得税。

配偶者控除・扶養控除

その年中の合計所得金額が38万円以下で生計を一にする配偶者や扶養親族により額が決まります。
※給与収入のみの場合は、収入金額が103万円以下の配偶者や扶養親族が対象。

▼所得控除

所得から差し引くことのできるもので、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配偶者特別控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、障害者控除、基礎控除があります。

▼年末調整

給与の支払を受ける人で、毎月源泉徴収されていた所得税額と、その年の給与の総額について納めなければならない所得税額とを比べて、その過不足を精算する手続きのことです。

申告に必要なもの

忘れないでね!!

- ① 印かん
- ② 申告書が届いている人は、その用紙（手元がない場合は申告会場にあります）
- ※申告書は、昨年の申告実績などをもとに、税の申告が必要であると思われる人に送付しています。申告書が届いても申告不要な場合、届かなくても申告が必要な場合もあります。
- ③ 源泉徴収票（給与や公的年金等）や各支払報告書
- ※農業、不動産所得の申告をする人は、固定資産税納税通知書（収支内訳書の記載に必要です）
- ④ 帳簿書類や領収書など所得計算に必要なもの
- ⑤ 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書
- ※国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用を受けられる場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください。
- ⑥ 医療費の領収書（医療費控除を受ける人）
- ※事前に医療機関別、受診した人ごとに整理、集計をお願いします。
- ⑦ 寄附金の領収書または受領書（寄附金控除を受ける人）
- ⑧ 申告者本人の金融機関の口座番号（所得税の還付申告をする人）

ふるさと納税をした人

ふるさと納税は、寄附金控除の対象です。ふるさと納税をした都道府県や市区町村から交付された領収書や受領書を持参してください。

確定申告は3月16日まで お早めに!!

所得税の納期限も 3月16日

確定申告による所得税の納期限は、確定申告書の提出期限と同じ3月16日(月)です。納期限内に申告・納税を済ませましょう。

確定申告書の提出期限を過ぎて申告したり、所得を正確に申告しなかった場合は、本来の税のほかに延滞税や加算税がかかります。

インターネットで 確定申告書を作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書などが作成でき、作成した確定申告書データは電子申告により提出することもできます。また、確定申告に必要な用紙（申告書や添付書類）や確定申告に関する手引き、書き方などの情報が掲載されています。

電子申告により所得税の確定申告書を提出するとき、本人の電子署名および電子証明書を併せて申告期限内に送信した場合には、所得税額から5000円（その年分の所得税額を限度）の控除が受けられます。ただし、平成19年分で控除を受けた人は再度受けることはできません。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

申告相談についての問い合わせは

倉敷税務署 ☎086-422-1201 総社市課税課市民税係 ☎92-8234